

栃木市 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成27年3月
栃木市
栃木市教育委員会

1. プログラムの目的

全国では、登下校中の児童生徒が死傷する事故や通学途中の声かけ事案などが後を絶たず、児童生徒のみならず、保護者や地域住民の不安となっております。

本市においては、平成23年4月より毎年1回、各小中学校の通学路における安全点検を実施し、点検結果とそれを取り巻く周辺事情等を踏まえて、即効性のある対策を中心として措置してきました。また、平成24年5月には、警察や道路管理者とともに「通学路緊急合同点検」を実施し、通学路に潜む危険箇所についての認識を共有するとともに、それぞれの立場から対策を実施しました。

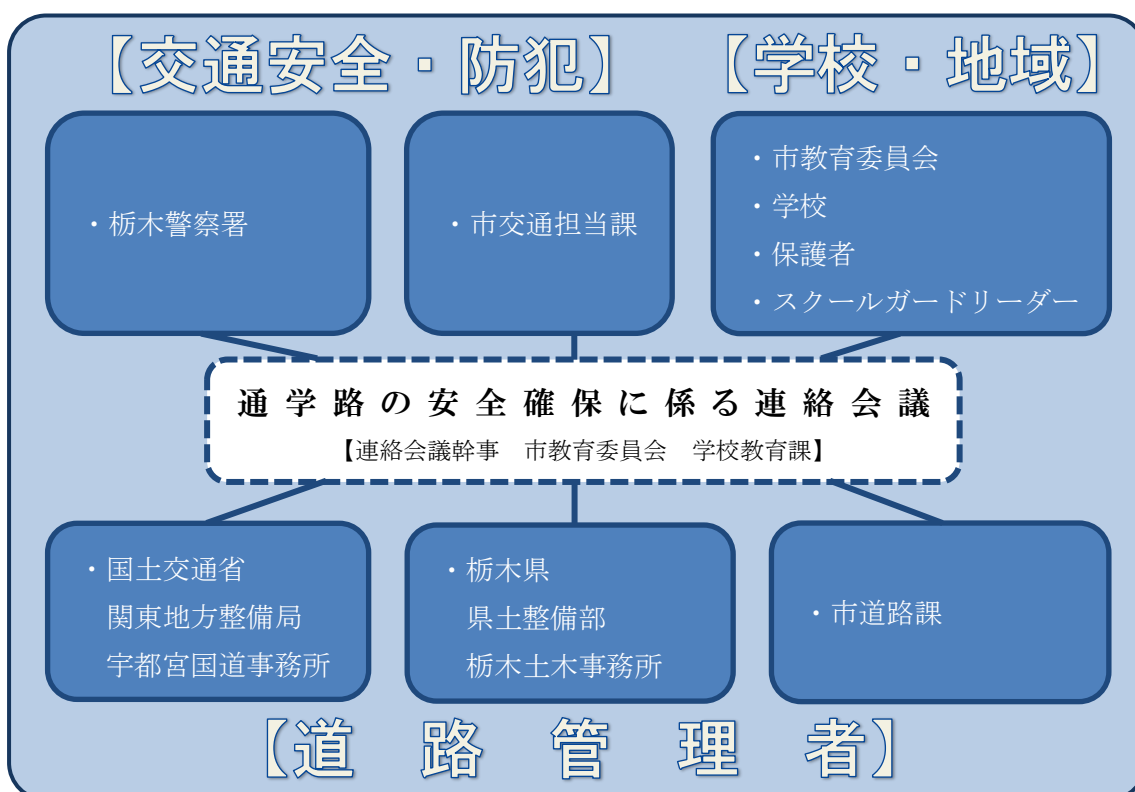
引き続き通学路における安全確保の取組を推進していくためには、これまで中心としてきた即効性のある対策に加え、国・県等の支援を活用した歩道整備など恒久的かつ抜本的な対策も実施していく必要があることから、学校関係者、警察、道路管理者、地域が連携し、一体となって通学路の安全確保に取り組むため、このたび「栃木市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

2. 推進体制

通学路の安全を確保していくためには、そこに潜む危険を交通安全・防犯の観点及び道路整備の観点並びに学校や地域の観点から、多面的に捉える必要があります。

このため、関係機関と連携を図り、より効果的な対策を講じていく必要があることから、「通学路の安全確保に係る連絡会議」（以下、連絡会議という）を設置します。

構成員は下の図に掲げる者とし、通学路の危険箇所に関する情報を共有するとともに各々の視点から対策案の提示・検討、対策効果の把握、対策内容の改善を行います。

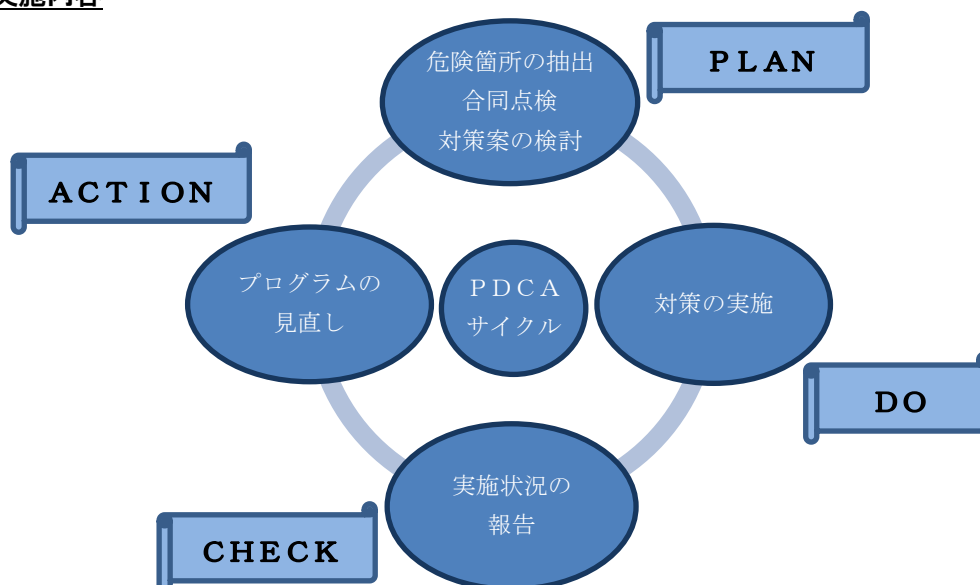


3. 点検及び対策実施の対象

本プログラムでは、関連法規で定める通学路のほか、児童生徒が通学に使用する道路（以下「通学路等」という）を対象とします。

また、市立小中学校以外の公立学校及び私立学校についても、地域や学校の実情等を勘案し、必要に応じて実施するものとします。

4. 実施内容



■下記（１）～（６）までの流れをPDCAサイクル^{*1}として実施していくことで対策の改善・充実を図ります。

※1 事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（確認）の４段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく方法。

（１）学校による危険箇所の抽出

学校は、毎年５月末までに、保護者及び地域住民等の協力を得て、通学路等の点検を実施し、危険箇所の位置と危険の内容、学校として考える改善案について取りまとめ、市教育委員会に報告します。

（２）対策必要箇所の抽出及び合同点検

市教育委員会は、学校から報告のあった危険箇所を整理し、対策の実施について検討する箇所を対策必要箇所として抽出します。

対策必要箇所については、連絡会議で認識を共有し、現地の状況を確認しながら、それぞれの視点で実施可能と思われる対策案を検討します。

(3) 対策メニューの検討

対策必要箇所における具体的な措置（対策メニュー）は、学校から提示された改善案に加え、下記の点を考慮した上で、連絡会議で毎年8月末までに検討します。

(検討についての観点及び留意事項)

- ・(2)の対策案の中から、現実的かつ効果的と思われるものを選定します。
- ・実施可能な対策案に加え、防犯、防災等の側面にも留意しながら検討します。
- ・連絡会議では、点検時に確認した周辺事情も勘案しながら、内容を具体化します。
- ・対策メニューは、必ずしも一つに絞る必要はなく、組み合わせも可とします。
- ・市教育委員会は必要に応じ、関係者に協力依頼・要望書等を提出します。

(4) 対策の実施

市教育委員会、学校、道路管理者、警察署及び市交通防犯課は、(3)で作成した対策メニューに従って、計画的に対策を実施します。その際、既存の整備計画や別途要望に係る対策と組み合わせて実施することは妨げません。

なお、対策を実施するにあたり、市教育委員会及び学校は、保護者等と連携を図ることとします。

(5) 実施状況の報告

(4)で実施した対策の状況とその効果等については、連絡会議において市教育委員会に報告することとします。

(6) プログラムの見直し

本プログラムは、通学路を取り巻く情勢の変化並びに対策の効果等を踏まえ、定期的に見直すことにより、対策の改善、充実を図ります。

5. 対策箇所・対策一覧表の取扱い

通学路の安全確保を進めていくためには、関係者間での認識の一致と情報共有が不可欠であることから、プログラムの実施にあたっては、学校ごとに「対策箇所」「対策一覧表」「対策箇所図」を作成し、関係者（学校、道路管理者等）へ提供することとします。